

1 広島市の環境保全行政

(1) 環境保全行政のあゆみ(年表)

年月	国・広島県	広島市
42.4		降下ばいじん、硫黄酸化物(PbO ₂ 法)及び自動車排出ガス調査開始
8	「公害対策基本法」公布	
10		衛生課に公害係(3名)を設置
43.1		排水パトロール班発足
6	「大気汚染防止法」公布 「騒音規制法」公布	
12		「騒音規制法」に基づく政令市となる
44.4	「騒音規制法」に基づく地域指定(広島市他)	公害対策課(12名)を設置 市内河川、河口域の水質調査開始
12	「広島県公害防止条例」公布	
45.2	一酸化炭素に係る環境基準 - 閣議決定	
4	水質汚濁に係る環境基準 - 閣議決定	
6	「公害紛争処理法」公布	
9	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(太田川、瀬野川水域)	
12	「公害対策基本法」の一部改正、「水質汚濁防止法」等公害関係14法成立	
46.4		「広島市中小企業公害防止資金融資制度」発足 太田川上流の水質調査開始 河川底質調査開始
5	騒音に係る環境基準 - 閣議決定	
6	「悪臭防止法」公布 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」公布	「水質汚濁防止法」に基づく政令市となる 「広島市水質監視員」設置
7	環境庁発足 「広島県公害防止条例」全面改正	課名を「環境保全課」に変更
8		「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく政令市となる 「広島市環境保全協議会」設置 「広島市環境保全連絡調整委員会」設置
46.9		航空機騒音調査開始(県共同)
10		環境保全部(調整課、規制課、公害試験所計33名)を設置 「大気汚染防止法」に基づく政令市となる(工場を除く)
12	「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」公布(上乗せ条例)	
47.1		紙屋町測定局(自動車排出ガス)広島県より借受 「広島県公害防止条例」に基づく事務委任(大気(工場を除く)、水質、騒音)
4		環境騒音調査開始
5		「悪臭防止法」に基づく政令市となる
6	「各種公共事業に係る環境保全対策について」- 閣議了解	
7		大気測定車(ブルースカイ)購入

年月	国・広島県	広島市
48. 4		学校環境調査開始（大気、騒音） 「広島市環境保全モニター」設置 悪臭物質の測定開始
	5 「悪臭防止法」に基づく地域指定（広島市他）大気汚染に係る環境基準 - 環境庁告示	
	6 第1回「環境週間」実施	
	7 「オキシダント、二酸化炭素、一酸化炭素に係る常時監視及び緊急時の措置要領」制定（広島県） 第1回「瀬戸内海環境保全月間」実施	
	8 固定発生源に係る窒素酸化物の排出基準設定	
	10 「瀬戸内海環境保全臨時措置法」公布 「公害健康被害補償法」公布	
	12 航空機騒音に係る環境基準 - 環境庁告示	「広島市環境保全整備計画」作成
49. 3	「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排出基準を定める条例」一部改正	比治山測定局（自動車排出ガス、騒音）設置
	4 「大気汚染防止法」に基づく燃料使用規制地域の指定（広島市中央部） 騒音に係る環境基準の類型指定（広島市他）	
	6 「環境影響評価の運用上の指針について」- 中央公害対策審議会の中間報告	
	9	三篠小学校、皆実小学校、袋町小学校に大気測定局を設置
	10 「大気汚染防止法」に基づく燃料使用基準設定 - 県告示 水質汚濁に係る環境基準の類型指定（広島市地先海域、海田湾他）	新幹線（試運転列車）騒音調査開始
50. 3	山陽新幹線（岡山 博多間）開通	
	6 水質汚濁に係る環境基準の類型指定（広島市内河川（吉山川他7水域））	
	7 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 - 環境庁告示	
	12 「環境影響評価制度のあり方について」- 中央公害対策審議会（検討結果のまとめ）	
51. 2	広島・呉地域公害防止計画策定（50～54年度）	
	3	紙屋町測定局、広島県より譲渡
	6 「振動規制法」公布	
	12	「振動規制法」に基づく政令市となる
52. 3		大気汚染中央監視局装置を設置（市役所内）
	6 航空機騒音に係る環境基準の類型指定（広島空港周辺地域） 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定（広島市他） 広島空港が「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく特定飛行場に指定される	
	10	広島空港周辺住宅の騒音防止工事の助成実施
53. 1	「振動規制法」に基づく地域指定（広島市他）	
	53.3 施行	
	2 国・県・市の共同によるジェット機テスト飛行（広島空港）	
	3	井口小学校に大気測定局を設置
	4 「瀬戸内海環境保全基本計画」 - 閣議決定	
	6 「水質汚濁防止法」一部改正（総量規制の導入等）	

年月	国・広島県	広島市
	「瀬戸内海環境保全臨時措置法」一部改正（「瀬戸内海環境保全特別措置法」と改題、瀬戸内海環境保全の強化等）	
7	二酸化窒素に係る環境基準改定 - 環境庁告示	
54.1		現安佐北区役所に大気測定局を設置
3		現安佐南区役所に大気測定局を設置
		庚午測定局（自動車排気ガス）設置
4	「環境影響評価制度のあり方について」- 中央公害対策審議会の答申	「広島県公害防止条例」に基づく事務委任（悪臭）
7		袋町小学校測定局を南観音小学校に移設
12		矢賀小学校に大気測定局を設置
55.3	「広島県洗剤対策推進要綱」県策定	大気測定車（ブルースカイ）更新
	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」を公告（広島県）	
4	「 ^{ひん} 燃及びその化合物に係る削減指導方針」決定	政令指定都市移行
		「大気汚染防止法」（工場）、「瀬戸内海環境保全特別措置法」並びに「悪臭防止法」（規制地域の指定及び規制基準の設定）に基づく政令市となる
5	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「水質汚濁防止法施行規則に基づく汚濁負荷量の測定に係る排水の期間及び特定排出水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法」- 県告示	
8		「広島市水質浄化推進連絡会議」設置
9	航空機騒音に係る環境基準の類型指定の改正	
12		新和小学校測定局（自動車排出ガス、騒音）設置
56.3	広島・呉地域公害防止計画策定（55～59年度）	
57.2		広島駅測定局（自動車排出ガス）設置
3		安川水質測定局設置
4		環境保全部を「環境保健部」に改組
		衛生研究所を設置
12	「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」- 県告示 58.4 施行	
	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（湖沼の全窒素、 ^{ひん} 全 ^{ひん} 燃）	
58.9		「広島市地下水汚染問題連絡会議」設置
59.7	「湖沼水質保全特別措置法」公布	「広島市へい獣処理場等に関する条例」を公布
8	「環境影響評価の実施について」- 閣議決定	
60.3	水質汚濁に係る環境基準の類型指定の変更（猿猴川）	
6	大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則の一部改正（小型ボイラーの規制対象）	
11		広島駅測定局を八幡小学校へ移設
61.3	広島・呉地域公害防止計画策定（60～64年度）	
	水質汚濁に係る環境基準の類型指定（府中大川）	
4		「大気汚染常時監視システム」更新
		「騒音規制法」及び「振動規制法」（規制地域の指定及び規制基準の設定）に基づく政令市となる
5	^{ひん} 燃及びその化合物に係る削減指導方針（広島県）	
10		中国四川省重慶市と友好都市提携
62.4	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」- 県告示	
5	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」- 県告示	
63.3		「広島市環境保全モニター」廃止
5	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布	
平成		
元.3		「広島市西部丘陵都市環境管理指針」策定

年月	国・広島県	広島市
4		「広島市環境情報システム」整備
6	「大気汚染防止法」一部改正（石綿規制）	
9	「悪臭防止法施行令」一部改正（低級脂肪酸 4 物質追加）	
10		重慶市より、酸性雨・大気汚染防止専門家の派遣要請
12	「へい獣処理場等に関する法律」一部改正（「化製場等に関する法律」）	
2.3		「広島市環境保全事業基金」設置
4		「広島市合併処理浄化槽設置整備事業」開始
5		「広島市へい獣処理場等に関する条例」一部改正（「広島市化製場等に関する条例」） 広島市環境管理計画策定検討委員会設置 重慶市へ環境保全視察団を派遣
6	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」公布 「水質汚濁防止法」一部改正（生活排水対策の推進）	
8		「広島市地球環境問題連絡会議」設置
10	地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定	
11	「大気汚染防止法施行令」一部改正（ガス機関及びガソリン機関の追加）	
12		「広島市ゴルフ場指導要綱」施行
3.3	「瀬野川水質環境管理計画」策定 「八幡川河川環境管理協議会」設立	一般環境大気測定局の再編整備 ・矢賀小学校測定局を福木小学校へ移設（福木小学校測定局） ・八幡小学校測定局を伴小学校へ移設（西部丘陵測定局） ・南観音小学校測定局を廃止
	「公害の防止に関する国の財政上の特例措置に関する法律」一部改正（10年延長） 「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律」一部改正 広島・呉地域公害防止計画策定（平成2～6年度）	
4		追加悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示
7	「水質汚濁防止法」一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加）	重慶市環境保全視察団の受入
10		「八幡川水質汚濁防止対策推進連絡会」設立
4.3		大気測定車更新 広島市地下水汚染対策基本方針を決定
6	環境と開発に関する国連会議（ブラジル・リオデジャネイロ）	
10		重慶市研修生の受入 シアン化合物による太田川水質汚染事故発生
12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」一部改正	「広島市水質浄化推進連絡会議」を「広島市水質保全会議」に改組 広島市における地球環境保全への取組方針を決定
5.1	「瀬野川河川環境管理協議会」設立	
3	「水質汚濁に係る環境基準について」一部改正 ：健康項目 9 項目 環境基準健康項目 23 項目 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」一部改正 ：地下水の評価基準の改正	広島市環境管理計画策定
4		重慶市へ環境保全視察団を派遣

年月	国・広島県	広島市
		「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく規制地域の改正
6	悪臭防止施行令、施行規則の一部改正（悪臭物質追加12項目 22項目）	
7		重慶市と技術交流調印 電気自動車導入（環境保全課）
8	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（海域の窒素・燐追加） 水質汚濁防止法の一部改正（窒素・燐を排水基準に追加）	
10		重慶市に酸性雨研究交流センターを開所
11	「環境基本法」公布・施行（公害対策基本法の廃止）	
12	水質汚濁防止法の一部改正（排水基準の有害物質を追加11項目 24項目、鉛、砒素の排水基準の規制強化）	
6.2	土壌の汚染に係る環境基準の一部改正（対象項目の追加10項目 25項目）	「地球にやさしい市民会議」の設置
6		酸性雨研究交流センター職員の受入
10		「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として被表彰
11		重慶市へ職員2名を派遣
7.2	広島・呉地域公害防止計画策定（平成7年度～11年度）	「太田川流域市町村水質保全交流会議」の設置（2市7町2村）
3	「広島県環境基本条例」施行	追加悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示（悪臭物質追加12項目 22項目）
4	悪臭防止法の一部改正（臭覚測定法による規制の導入）	「環境保全課」を「環境対策課」及び「環境企画課」に改組 「広島市環境影響評価要綱」施行
5		重慶市の環境保全視察団を受け入れ
6		国際環境自治体協議会（ICLEI）へ加盟 「広島地球ウォッチングクラブ」設立
7		全国アメニティ推進協議会平成7年度総会の開催（於広島市） 広島市環境サポーター養成講座開始
9	悪臭防止法施行令・施行規則の一部改正	
10		太田川植林ツアーの実施
11		広島市環境サポーター制度発足 重慶市へ職員2名を派遣
8.3		地球にやさしい市民行動計画の策定 日中環境協力総合フォーラムへ出席
5	水質汚濁防止法、大気汚染防止法の一部改正	
6	広島県フロン回収推進協議会設置 環境家計簿全国大会開催（於広島市）	
7		「平和の鐘」が日本の音風景100選に認定
8		太田川流域市町村水質保全交流会議による「水援隊」発足 ベトナム社会主義共和国より研修生受入れ
10	環境庁環境カウンセラー制度発足、募集開始	
11		日中環境協力都市会議へ参加
12	騒音規制法施行令一部改正	「アイドリングストップ運動」実施
9.1	政令指定都市環境サミット'97開催 大気汚染防止法施行令一部改正	
2	環境影響評価制度中央環境審議会の答申 大気汚染防止法施行規則の一部改正	グリーン購入ネットワーク加入 第4回東アジア酸性雨モニタリングネットワーク専門家会合開催 「地球環境子ども会議」を国際会議場で開催
3	広島県環境基本計画の策定	天然ガス自動車導入（佐伯・西保健所）

年月	国・広島県	広島市
9. 4	「地下水の水質の汚濁に係る環境基準」環境庁告示 9.3 施行 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」制定 「エコライフ 100 万人の誓い」運動実施 「特定フロン回収促進プログラム」策定	衛生局環境企画課・環境対策課を環境局環境企画課に 統合組織改正 広島西風新都線の環境影響評価実施 有害大気汚染物質のモニタリング開始
6	環境影響評価法公布	「環境の日」ひろしま大会開催
7		フィリピン共和国・スリランカ民主社会主義共和国より 研修生 2 名受入れ
8	「ダイオキシン対策に関する 5 ヶ年計画」 大気汚染防止法施行令一部改正	
9	「廃棄物処理法施行令及び施行規則の一部を改正する 省令」施行 広島県公害防止条例施行規則の一部改正	
10		「地球温暖化シンポジウム・イン・広島」開催
11		第 4 回気候変動世界自治体サミット(名古屋)に参加 重慶市に職員 2 名を派遣
12	気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（温暖化防止京都 会議 COP3） 「改正廃棄物処理法」施行 「大気汚染防止法施行令」改正 「環境影響評価法施行令」公布	
10. 1		「地球にやさしい市民会議」を広島市環境条例(仮称) 検討委員会に改組
2		環境局「環境バッジ」製作・配布
3		安佐南・安佐北・福木小学校測定局を地上に移設
4	広島県公害防止条例一部改正 排水基準の有害物質を追加	ダイオキシン類大気環境調査開始
		学校焼却炉の使用廃止
6	「大気汚染防止法施行規則」一部改正（廃棄物焼却炉 に係るばいじん排出基準強化）	
8		バングラデシュ人民共和国・ベトナム社会主義共和国 より研修生 2 名受入れ
9	騒音に係る環境基準の改正 「自動車排出ガスの量の許容限度」一部改正	日中環境開発モデル都市構想専門家委員会に参加(北 京)
10	「大気汚染防止法施行令」一部改正	広島市役所環境保全率先行動計画を策定
11		広島駅南口広場にて「アイドリング・ストップ街頭キ ャンペーン」実施
12	「騒音規制法施行令」一部改正 「振動規制法施行令」一部改正 「大気汚染防止法施行令」一部改正 「悪臭防止法施行令」一部改正	中国重慶市より研修生 2 名受入れ (仮称)祇園山本地区開発事業の環境影響評価の実施
11. 1		玖谷埋立地整備変更事業の環境影響評価の実施
2	水質汚濁に係わる環境基準の一部改正 環境基準健康項目 23 項目 26 項目 地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正 環境基準項目 23 項目 26 項目 騒音に係る環境基準の類型指定の全部改正（広島県）	
3	大気・水質・騒音・振動・悪臭の各規則一部改正（届出 の電子化及び押印手続き見直し） 「広島県公害防止条例」改正（屋外燃焼禁止）	「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」公布 「広島市環境影響評価条例」公布 「広島市環境条例（仮称）検討委員会」を廃止
11. 4	地球温暖化対策の推進に関する法律施行	「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」施行
5	大防法、水濁法一部改正（電気ガス法改正）	「広島市環境影響評価審査会」を設置

年月	国・広島県	広島市
6	環境影響評価法全面施行	「広島市環境影響評価条例」全面施行
7	「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTTR）」公布 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布 「瀬戸内海環境保全特別措置法」一部改正	
8		パキスタン・イスラム共和国、インドより研修生 2名受入れ
12	「大防法、水濁法施行令」一部改正 ダイオキシン類対策特別措置法施行令、施行規則公布 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令一部改正（ダイオキシン関係）	出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価の実施(条例施行後初の案件)
12.1	「ダイオキシン類対策特別措置法」施行 排水基準を定める総理府令一部改正	広島市環境局ホームページ開設 「広島市地球環境問題連絡会議」を発展的に解消し 「広島市環境調整会議」を設置 「広島市環境審議会」を設置
2		安川水質測定局廃止
3	自動車騒音の限度を定める命令の全部改正(騒音の評価手法が中央値から等価騒音レベルに変更等)	騒音の規制に関する定めの一部改正 振動の規制に関する定めの一部改正
8		「広島市の生物」を発行 パキスタン・イスラム共和国、インドより研修生 2名受入れ
12	広島・呉地域公害防止計画策定（平成 12～16 年度）	
13.2		第 2 回こどもエコクラブアジア太平洋会議を国・県と共催
3	「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTTR）施行規則」公布	
4	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行（冷蔵庫・エアコンの冷媒フロン回収義務化）	

(2) 環境行政に係る局課等

平成 13 年 4 月 1 日現在

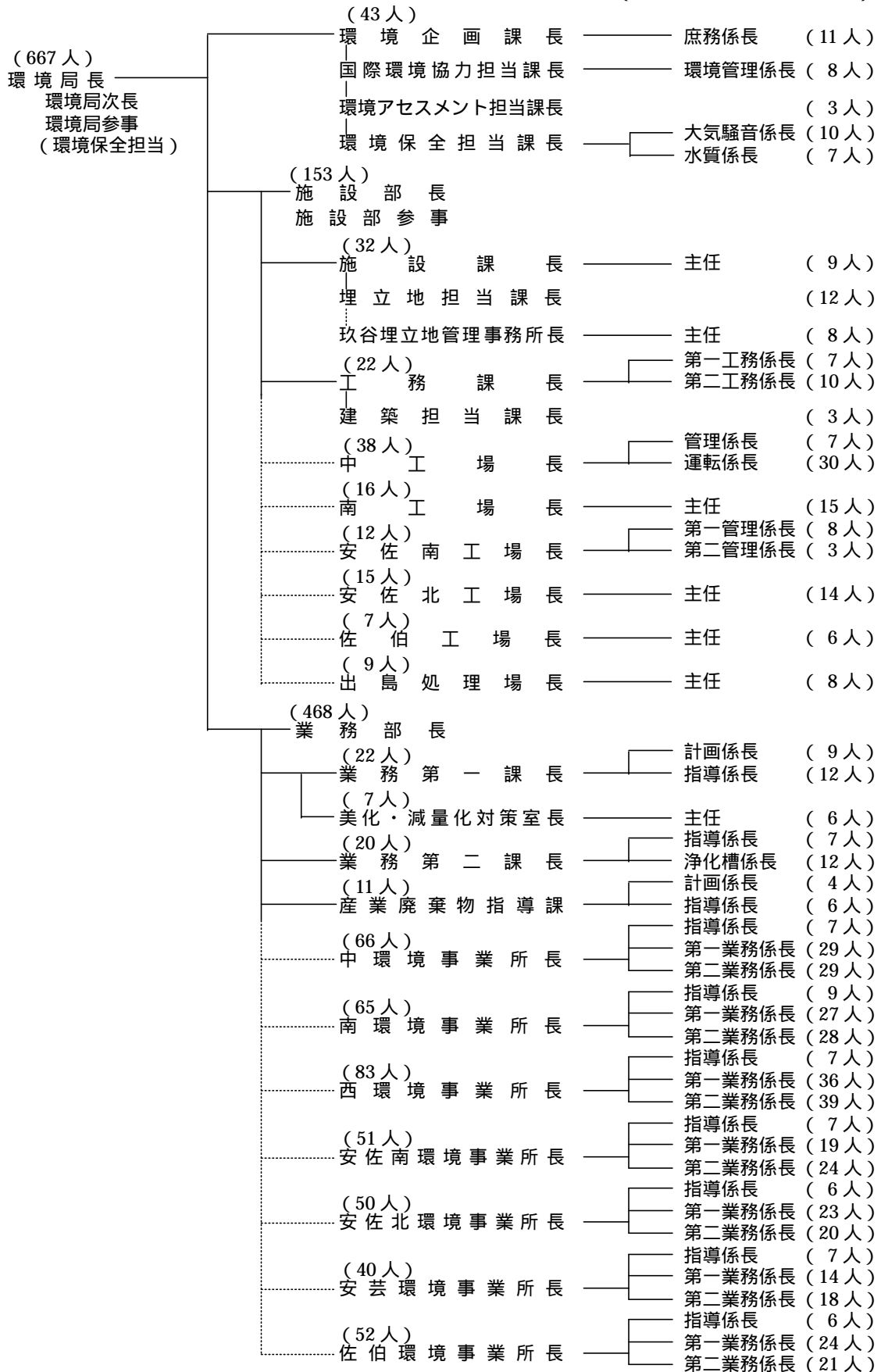
局 課 等 名 称	環 境 に 関 す る 事 務
市民局	
消費生活センター	・消費生活に関する情報の収集及び提供等
国際平和推進部	・平和の推進に関する調査研究及び調整 ・国際交流・協力の推進に関する企画及び総合調整
社会局	
衛生研究所	
環境科学部	・環境保全に関する試験及び検査並びに調査及び研究
環境局	
環境企画課	・地域環境管理及び地球環境問題に係る企画及び調整 ・公害防止に関する調査及び企画 ・大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音及び振動（以下「大気汚染等」という。）の防止に係る指導、規制及び環境調査 ・大気汚染等に関する苦情、陳情等の処理 ・環境影響評価に係る審査、指導及び調整 ・環境保全思想及び公害防止思想の啓発及び普及 ・環境保全事業基金
施設部	
施設課	・清掃施設に関する調査、計画及び設置 ・廃棄物処理事業の施行に伴う不動産の取得及びこれに伴う補償 ・廃棄物処理事業用代替地の管理及び処分 ・廃棄物処理事業の施行に伴う用地の借上げ ・廃棄物の埋立地の整備及び管理 ・清掃施設に係る水質、大気等の調査
玖谷埋立地管理事務所	・固形状一般廃棄物及び産業廃棄物の搬入管理及び埋立処分
工務課	・清掃施設及び環境測定施設に係る工事 ・一般廃棄物処理施設の設置の許可及び届出の受理並びに当該施設の設置、整備及び維持管理に関する指導及び監督
清掃工場（中、南、安佐南、安佐北、佐伯）	・固形状一般廃棄物の焼却処分 ・固形状一般廃棄物の破砕処分（安佐南工場に限る。） ・清掃工場の管理
し尿処理場（出島処理場）	・液状一般廃棄物の終末処理 ・処理場の水質等の検査 ・し尿処理場の管理
業務部	
業務第一課	・固形状一般廃棄物の処理対策に関する調査及び企画 ・固形状一般廃棄物の収集、運搬及び処分の作業計画 ・固形状一般廃棄物処理業の許可並びに一般廃棄物処理業者の指導及び監督 ・固形状一般廃棄物の処理に関する指導及び監督
美化・減量化対策室	・環境美化並びに固形状一般廃棄物の減量化及び資源化に関する調査及び企画
業務第二課	・液状一般廃棄物の処理対策に関する調査及び企画 ・液状一般廃棄物の収集、運搬及び処分の作業計画 ・液状一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに浄化槽保守点検業者の登録 ・液状一般廃棄物の処理に係る指導、監督及び規制 ・浄化槽の設置等に係る受付、審査及び検査 ・浄化槽の維持管理に係る指導、監督及び規制 ・合併処理浄化槽の普及
産業廃棄物指導課	・産業廃棄物の処理対策に関する調査及び企画 ・産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理業者の指導及び監督 ・産業廃棄物処理施設の設置の許可並びに当該施設の設置、整備及び維持管理に関する指導及び監督
環境事業所（中、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯）	・固形状一般廃棄物の処理作業に係る調査及び連絡調整 ・固形状一般廃棄物の収集及び運搬 ・固形状一般廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導
経済局	
経済振興課	・中小企業の経営の相談及び金融 ・中小企業に対する経営の診断及び支援 ・中小企業団体等の育成指導
工業技術センター	・工業技術に関する研修会及び講習会の開催

局 課 等 名 称	環 境 に 関 す る 事 務
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、林業及び水産業行政に関する企画及び調整 ・ 中山間地域等直接支払 ・ 市有林の経営及び管理並びに旧慣使用林野の整備 ・ 農業用施設の工事の総括 ・ 農業集落排水事業 ・ 森林保護、鳥獣保護及び有害鳥獣捕獲の事務の総括 ・ 漁業経営の改善及び漁業団体等の育成指導 ・ 憩の森等
都市計画局	
都市政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市整備に係る基本的方針及び基本計画の策定 ・ 都市デザインに関する調査及び企画並びに総合調整 ・ 都市景観に関する指導及び調整 ・ ひろしま 2045：平和と創造のまち ・ 水の都整備構想の推進に係る総合調整
指導部	
建築指導課	・ 建築指導行政に関する企画及び総合調整
技術管理課	・ 建設技術施策の企画及び調査
緑化推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化に関する企画及び指導並びに緑化思想の啓発及び普及 ・ 緑地の保全及び自然保護 ・ 公園、墓園、緑地及び緑道（以下「公園等」という。）の基本計画及び建設計画 ・ 公園等整備事業の事業計画 ・ 平和記念公園、中央公園、広島広域公園、安佐動物公園及び植物公園（以下「平和記念公園等」という。）の改良計画及び補修計画 ・ 開発行為に伴う公園等の調査及び指導 ・ 公園等の管理の総括 ・ 平和記念公園等の管理及び維持補修
建築部	
住宅計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅対策に関する調査、企画及び調整 ・ 住宅建設資金等の貸付け
都市整備局	
臨海開発課	・ 臨海部の開発事業に関する調査及び企画並びに調整
西風新都整備部	
調整課	・ 西風新都の都市景観
建設課	・ 西風新都の計画区域内における幹線道路の建設工事
道路交通局	
道路部	
道路計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路計画の総合調整 ・ 道路整備に係る調査及び企画
道路課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路事業による道路の事業計画 ・ 電線類地中化の整備計画
街路課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街路事業による道路の事業計画 ・ 街路事業による道路及び橋りょうの新設工事及び改良工事
都市交通部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新交通事業に係る総合調整 ・ 軌道系交通機関の整備計画 ・ 総合交通体系に係る調査、企画及び調整
下水道局	
経営企画課	・ 下水道事業に係る広報、広聴、統計及び固定資産の管理の総括 等
管理部	
管理課	・ 下水道の管理の総括 等
維持課	・ 下水道管きよの維持管理及び補修工事の総括 等
下水処理場（千田、江波、大洲、旭町）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水処理場及び中継ポンプ場の維持管理、運転操作及び補修工事 ・ 下水道施設の維持管理に必要な水質の検査
建設部	
調整課	・ 下水道建設事業に係る総合調整 等
計画課	・ 下水道建設事業に係る調査及び企画 等
建設課	・ 下水処理場及び下水ポンプ場の建設工事及び改良工事 等
河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の管理の総括 ・ 河川の整備計画 ・ 都市基盤河川の改修事業 ・ 開発行為に伴う河川及び調整池の調査及び指導
水道局	
総務課	・ 広報広聴に関すること
経営企画課	・ 長期的な事業経営の企画、調査及び研究
配水部	
水質管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源水域の水質調査 ・ 水質の調査及び研究
教育委員会事務局	

局 課 等 名 称	環 境 に 関 す る 事 務
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の振興 ・文化財の保存及び活用
中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・講座、討論会、講習会、講演会、展示会等の開催 ・生涯学習の推進に関する市民への学習機会及び場の提供
青少年育成部	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年教育
学校教育部	
保健体育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健・体育の指導
指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程 ・学校教育の指導
教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する専門的、技術的事項の研究 ・教育関係職員の研修

(3) 環境局組織図

(平成 13 年 4 月 1 日現在)



(4) 平成 12 年度環境保全対策関係事業当初予算

ア 環境保全対策関係事業（環境局分）

（単位：千円）

区分	項目	事業費	説明	
環境保全対策	大気汚染防止	86,767	・ダイオキシン対策（大気環境調査、排出ガス等調査）	15,514
			・大気汚染監視、指導（測定局等による調査その他）	63,236
			・大気汚染監視施設整備（測定機器購入）	8,017
	水質汚濁等防止	68,836	・ダイオキシン対策（水質・土壌等調査）	17,200
			・環境ホルモン調査	8,100
			・水質汚濁監視、指導（水質検査業務委託、水質監視 監視員 24 名、パトロール車による調査その他）	43,536
	騒音・振動防止	62,337	・騒音・振動の監視、指導	2,636
			・自動車騒音振動等実態調査	28,700
			・広島西飛行場周辺騒音防止対策事業（住宅等騒音防止、航空機騒音実態調査）	31,001
	環境づくり普及啓発	27,682	・環境基本計画の策定	7,000
			・環境マネジメントシステムの構築推進	6,084
			・環境教育の推進（広島地球ウォッチングクラブの運営、環境サポーター養成講座の開催、親と子の水辺教室の開催、小・中学生副読本の作成）	5,674
			・アイドリングストップ推進事業	168
			・「環境の日」ひろしま大会の開催	500
			・太田川流域市町村の環境保全交流	8,256
	環境影響評価その他	19,163	・環境影響評価制度の運用	6,605
			・重慶市との環境保全交流	1,768
			・環境保全事務	10,790
	小計	264,785		
ごみ処理	ごみ収集	3,594,497	・可燃・不燃ごみ収集（収集車両購入 4 台...うち 3 台は天然ガス自動車、収集車両補修、作業用機材その他、収集業務委託、ごみ転送業務）	1,376,758
			・大型・有害ごみ収集	962,824
			・資源ごみ収集	1,108,158
			・ごみ減量運動に対する地域対策（小・中学校用等図書購入）	44,400
			・環境事業所管理運営	102,357
	ごみ処分	8,761,112	・焼却処分（清掃工場等管理運営、清掃工場施設整備）	3,126,052
			・中工場建替（建設用地埋立整備、工場建設等）	3,833,517
			・埋立処分（埋立地管理運営）	672,634
			・新規埋立地調査（現地事務所管理運営、河川水質等経年変化調査）	39,663
			・資源化処分（可燃ごみ減量化対策、家電リサイクル法への対応、容器包装リサイクル法への対応、選別センター管理運営）	589,871
			・ストックヤード管理運営	1,553
			・大型ごみ破碎処理施設管理運営	271,187
			・不燃減容センター管理運営	131,659
			・廃乾電池等処分	71,283
			・フロンガス回収（回収業務委託その他）	23,693
	小計	12,355,609		

区分	項目	事業費	説明	
し尿処理	し尿収集	1,396,475	・収集業務及び手数料徴収業務委託 ・し尿中継運搬業務委託 ・し尿収集車購入 1台	1,241,527 150,263 4,685
	し尿処分	1,305,537	・処理場管理運営 ・安芸地区衛生施設管理組合（一部事務組合）負担金	992,501 313,036
	手数料格差是正	280,122	・安芸地区し尿収集手数料格差是正事務	
	小計	2,982,134		
きれいなひろしま・まちづくり推進	啓発	11,824	・散乱ごみ追放キャンペーンの実施 ・地域環境美化推進員制度の運用 ・美化ボランティアの表彰 ・小・中学校での環境美化教育の推進 ・広報紙、ポスター等による啓発	5,092 3,595 269 1,718 1,150
	受け皿整備	1,312	・街路ごみ容器・灰皿の維持管理	
	清掃	188,243	・河川清掃 ・街路ごみ容器・灰皿ごみ収集 ・地域美化活動の支援（町内清掃ごみ袋の配布、町内清掃・不法投棄ごみの収集） ・「クリーンアップチームひろしま」による美化推進 ・街きれいひろしま・クリーンキャンペーンの実施 ・不法投棄ごみ防止パトロール	30,478 26,792 48,307 69,626 3,040 10,000
	小計	201,379		
清掃業務の企画調整及び指導	企画調整及び指導	609,926	・廃棄物の減量化及び再利用等市民意識の啓発（ごみ減量化推進[ポスターや広報紙による啓発、ごみ減量化推進全国大会の開催、古紙の回収・資源化促進、生ごみ堆肥化処理の推進]、西部リサイクルプラザ見学の推進、清掃事業の普及啓発） ・廃棄物処理指導（分別収集の推進、事業者等に対する指導、産業廃棄物処理指導、ダイオキシン対策） ・合併処理浄化槽設置補助 ・広島市環境事業公社事業助成 ・廃棄物処理施設運営協議会運営その他	27,281 49,546 92,772 342,121 98,206
	小計	609,926		
合計		16,413,833		

イ 環境保全対策関係主要事業（他局分）

（単位：千円）

局名	事業の概要	予算額
市民局	・被爆樹木樹勢回復事業 ・ひろしま国際協力事業の推進（研修員受入分）	770 6,565
社会局	・衛生研究所に係る施設・設備の整備及び試験・検査（ダイオキシン施設・設備の整備費、水質・大気・特殊公害の試験費と調査研究費）	204,740
経済局	・農業生産基盤整備 ・環境にやさしい農業の推進 ・中山間村地域等直接支払事業 ・市民菜園開園事業補助（200区画） ・市民農園開設推進（白木町見張地区） ・こども村整備 ・農業集落排水施設の整備 ・森林の造林・保育等 ・市行造林・市行育林事業	2,144,047 620 62,156 1,545 255 12,800 1,764,482 83,895 29,904

局 名	事 業 の 概 要	予 算 額
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県緑と水の森林公社負担金 ・ 森林公園整備 ・ 松くい虫防除 ・ 憩の森整備 ・ 市民参加の森林（もり）づくり（「もりメイト」育成、みどりの里親制度、みどりの体験ツアー、里山景観整備、ボランティア間伐サポート） ・ 森林（もり）たくさん体験事業 ・ 市民てづくりの里推進事業 ・ 河川・海浜・海底・港湾清掃 ・ 市民と魚貝のふれあい推進 ・ 環境関連産業の育成・振興（環境関連分野啓発講習会開催その他） ・ 基礎技術研究支援補助 ・ 中小企業環境保全資金融資預託貸付け 	16,457 14,959 57,606 4,006 3,484 991 3,459 9,062 3,520 1,870 40,000 481,000
都市計画局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設整備 ・ 公園用地取得等 ・ 古川水鳥緑道整備 ・ 西部河岸緑地整備 ・ 公園緑地清掃 ・ グリーンフェア開催 ・ 第3次緑化運動の推進（街角花壇設置事業その他） ・ 安佐動物公園整備 ・ 植物公園整備 ・ 都市計画に関する基本的な方針の策定 ・ 緑の基本計画の策定 ・ リバーフロント住宅購入資金、グリーンフロント住宅建設・購入資金の貸付け ・ 都市景観マスタープランの策定 ・ ひろしま街づくりデザイン賞 ・ ひろしま 2045：平和と創造のまち 	1,105,970 2,720,100 85,000 60,000 407,382 4,109 24,401 665,000 235,000 4,467 3,001 64,800 1,303 3,048 1,453
都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾・海浜清掃 ・ 西風新都アーバンデザインの推進 ・ 木の香る道づくり事業 	8,580 364 54,000
道路交通局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道新設・改良 ・ 交差点改良 ・ 街路緑化（平和大通り植樹帯整備、花だん花き取替え、街路植樹帯等維持管理） ・ 道路清掃 ・ 不法はり紙除却等 ・ 新たな公共交通体系づくりの推進 ・ 交通渋滞対策の推進（パーク・アンド・ライドシステム導入、時差通学通学の推進、都心交通対策実行委員会の運営、渋滞データ調査、交通渋滞対策推進協議会開催） ・ 公共交通機関の利便性等向上対策の推進（バスと自転車の連携による交通円滑化実験、バス路線フレッシュアップ計画策定、生活交通の確保方策に関する調査、JR在来線輸送改善方策の検討、可部線・芸備線利用促進対策等の推進、自転車等駐車場整備、鉄道・道路立体交差施設整備、生活路線バス運行費補助、地方バス路線維持費補助、バスカードシステム整備費補助、超低床電車車両購入費補助） ・ 道路の美観（電線類地中化整備） ・ 橋りょうの美観（駅前大橋架替え） 	489,230 555,700 789,831 412,836 56,286 10,405 16,603 370,704 888,500 813,000
下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道整備 ・ 下水道新設改良 	40,612,089 1,564,728

局 名	事 業 の 概 要	予 算 額
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域下水道整備（県施行太田川流域道整備事業に対する負担金） ・ 下水汚泥の資源化 ・ 河川環境整備 ・ 普通河川改良（自然環境保全河川） 	539,447 522,099 104,600 40,000
広島市立大学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設緑化 	5,250
水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太田川清流プロジェクト ・ 水源涵養モデル事業 ・ 水道ちびっこ交流会 	2,000 26,607 204
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然教室の開催 ・ 市民アカデミー事業・区間ネットワーク講座 ・ 青少年の野外教室モデル事業 ・ 少年自然の家整備 ・ 青少年野外活動センター施設整備補助 ・ 史跡原爆ドームの保存継承（技術試験・調査の実施方策検討） ・ 史跡広島城跡本丸遺構保存状況調査（御殿跡） ・ 史跡中小田古墳群整備（用地取得、遺構確認調査その他） ・ 伝統文化保存継承事業 ・ 文化財保存（文化財調査、文化財保存事業補助、史跡広島城跡二の丸管理・公開、国指定文化財保存管理その他） ・ 埋蔵文化財保護（埋蔵文化財基礎資料整備、埋蔵文化財分布調査、埋蔵文化財活用・整理その他） 	22,168 710 3,837 29,000 10,000 2,433 11,116 14,310 7,034 92,113 37,308
計		58,446,319

2 環境基準

環境基準は環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、次のように定められている。

(広島市関係分について抜すい)

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 環庁告 35・昭 53 環庁告 38・昭 56 環庁告 47・平 8 環庁告 73・一部改正)

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊 粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg / m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg / m ³ 以下であること。	濾過補集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学 オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

(昭 53 環庁告 38・平 8 環庁告 74・一部改正)

二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
-------	---	--------------------------------

(2) 水質汚濁に係る環境基準

(平5環庁告16・全改、平7環庁告17、平11環庁告14・一部改正)

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/l以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/l以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/l以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(ア) 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	-
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	-
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	-
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

- 注1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級 コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				n - ヘキサン抽出物質 (油分等)
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	水産1級水浴自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000 MPN/100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	-	-
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表9に掲げる方法

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。
- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ 広島市内水域に係る環境基準の類型指定

昭和45年9月1日 閣議決定
 昭和49年10月1日 広島県告示第806号
 昭和50年6月13日 広島県告示第527号
 昭和60年3月18日 広島県告示第273号
 昭和61年3月31日 広島県告示第323号

水域名	名称	範囲	当該類型	指定年月日	指定機関
広島市内水域	太田川上流	行森川合流点から祇園水門まで	河川 - A	S45.9.1	国
	太田川下流	祇園水門より下流	" - B		
	天満川	全域	" - A		
	旧太田川	全域	" - A		
	元安川	全域	" - A		
	京橋川	全域	" - A		
	猿猴川	全域	" - B		
	瀬野川	全域	" - B	S45.9.1	国
八幡川水域	府中大川	全域	" - D	S61.3.31	広島県
	八幡川上流	郡橋より上流	" - A	S50.6.13	広島県
八幡川下流	郡橋より下流	" - B			
太田川関連支川水域	太田川上流(二)	明神橋から行森川合流点まで	" - A	S50.6.13	広島県
	吉山川	全域	" - A		
	鈴張川	全域	" - A		
	根谷川上流	代田一合橋より上流	" - A		
	根谷川下流	代田一合橋より下流	" - B		
	三篠川	全域	" - A		
	安川	全域	" - B		
	古川下流	安川合流点より下流	" - B		
広島湾域	海田湾	別記1の水域	海域 - B	S49.10.1	広島県
	広島市地先海域	別記2の水域	" - A		
	五日市・廿日市地先海域	別記3の水域	" - A		
	広島湾	別記4の水域	" - A		

(別記)

- 共永興業株式会社広島営業所板倉倉庫敷地(安芸郡坂町字鯛尾 5708 番地の 16) 西側北端から広島港宇品外貿ふ頭岸壁西南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(海田湾)
- 広島市宇品島南端から八幡川河口左岸南方 1,500mの地点(北緯 34 度 21 分 2 秒、東経 132 度 23 分 22 秒。以下、「八幡川沖合地点」という。)まで引いた線、同地点から八幡川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(広島市地先海域)
- 八幡川河口左岸から八幡川沖合地点まで引いた線、同地点から廿日市市鯖浜鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(五日市・廿日市地先海域)
- 廿日市市鯖浜鼻から巖島聖崎まで引いた線、同島センゴ鼻から西能美島豪頭鼻まで引いた線、江田島ニッ小島から呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、海田湾、広島市地先海域及び五日市・廿日市地先海域に係る部分を除いたもの(広島湾)

エ 広島市内を含む水域の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定

(平成9年4月10日 広島県告示第450号)

水域名	範囲	該当類型	指定年月日	指定機関
広島湾北部	別記1の水域	海域	平成9年4月10日	広島県
広島湾南部	別記2の水域	海域	平成9年4月10日	広島県

(別記)

- (広島湾北部)
廿日市市鯖浜鼻と似島大筏鼻を結ぶ線、同地点と金輪島金輪尻ノ鼻を結ぶ線、同地点と安芸郡坂町タツガ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- (広島湾南部)
廿日市市鯖浜鼻と巖島聖崎を結ぶ線、同島センゴ鼻と西能美島豪頭鼻を結ぶ線、江田島ニッ小島と呉市と安芸郡坂町の境界でもある陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、広島湾北部に係る部分を除いたもの

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9環庁告10・平成11環庁告16・一部改正)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/l 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05mg/l 以下	規格 K0102 の 65.2 に定める方法
砒 素	0.01mg/l 以下	規格 K0102 の 61.2 又は 61.3 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/l 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/l 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/l 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2 - ジク ロ ロ エ タ ン	0.004mg/l 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1 - ジク ロ ロ エ チ レ ン	0.02mg/l 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス - 1,2 - ジク ロ ロ エ チ レ ン	0.04mg/l 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1 - トリク ロ ロ エ タ ン	1 m g / l 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2 - トリク ロ ロ エ タ ン	0.006mg/l 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.03mg/l 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/l 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3 - ジク ロ ロ プ ロ ベ ン	0.002mg/l 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/l 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/l 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル プ	0.02mg/l 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/l 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.2 に定める方法
セ レ ン	0.01mg/l 以下	規格 K0102 の 67.2 又は 67.3 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 m g / l 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素あつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふ つ 素	0.8 m g / l 以下	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほ う 素	1 m g / l 以下	規格 K0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は公共用水域告示付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(4) 騒音に係る環境基準

(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

ア 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及 B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 「車線」とは、縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

エ 地域の類型指定

(平成11年2月12日広島県告示第149号)

該当類型	地域の区分
AA	該当地域なし
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

(5) 航空機騒音に係る環境基準

ア 環境基準

(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)

地域の類型	基準値(単位:WECPNL)
	70以下
	75以下

イ 地域の類型指定

(昭和52年6月10日広島県告示第405号)

該当類型	地域の範囲
	該当地域なし
	広島市西区南観音三丁目、同区南観音四丁目、同区南観音五丁目、同区南観音六丁目及び同区観音新町二丁目並びに同区観音新町四丁目のうち6番(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域の定めのある地域に限る。)7番から9番まで及び11番から13番まで

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 環境基準

(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

地域の類型	基準値
	70デシベル以下
	75デシベル以下

イ 地域の類型指定

(昭和52年6月10日広島県告示第406号)

該当類型	地域の区分	地域の範囲
	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌道中心線(トンネルの部分(両側のトンネルの出入口からトンネルの中央部方向に150メートル以内の部分を除く。)を除く。)から左右両側それぞれ300メートル(橋りょう構造に係る部分については、400メートル)以内の地域(広島車両基地に係る側線部分(分岐点51イロから軌道の末端までの部分に限る。))については、両端の軌道の中心線(末端から進行方向に300メートルを加えた部分を含む。)から外部方向にそれぞれ300メートル以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に300メートル以内の地域)
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	

(7) ダイオキシン類に係る環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値	測定方法
大気	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1年平均値が 1 pg-TEQ / l 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
土壌	1,000pg-TEQ / g	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
- 4 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 5 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(8) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg / m ³ 以下であること。 (H9.2.4 環告 4)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法、又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg / m ³ 以下であること。 (H9.2.4 環告 4)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg / m ³ 以下であること。 (H9.2.4 環告 4)	
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。 (H13.4.20 環告 30)	

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3 その他の基準

(1) 底質の暫定除去基準値

(昭和50年10月28日環水管第119号)

物質	底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)
水銀	25 ppm以上
P C B	10 ppm以上

(2) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値

平成2年5月24日環水土第77号
 一部改正 平成3年7月30日環水土第109号
 " 平成4年12月21日環水土第187号
 " 平成9年4月24日環水土第100号

項目名		指針値 mg/l	項目名		指針値 mg/l
殺虫剤	アセフェート	0.8	除草剤	アシュラム	2
	イソキサチオン	0.08		ジチオビル	0.08
	イソフェンホス	0.01		シマジン(CAT)	0.03
	クロルピリホス	0.04		テルブカルブ(MBPMC)	0.2
	ダイアジノン	0.05		トリクロビル	0.06
	トリクロルホン(DEP)	0.3		ナプロバミド	0.3
	ピリダフェンチオン	0.02		ピリブチカルブ	0.2
	フェニトロチオン(MEP)	0.03		ブタミホス	0.04
	イソプロチオラン	0.4		プロピザミド	0.08
	イプロジオン	3		ベンスリド(SAP)	1
殺菌剤	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	ベンディメタリン	0.5	
	オキシ銅(有機銅)	0.4	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.8	
	キャプタン	3	メコプロップ(MCPP)	0.05	
	クロロタロニル(TPN)	0.4	メチルダイムロン	0.3	
	クロロネブ	0.5			
	チウラム(チラム)	0.06			
	トルクロホスメチル	0.8			
	フルトラニル	2			
	ペンシクロン	0.4			
	メタラキシル	0.5			
	メプロニル	1			

(3) 自動車騒音の限度

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号・昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 96 号)

区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間(6時~22時)	夜間(22時~翌6時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	近接区域	75 デシベル	70 デシベル
b 区域	第 1 種住居区域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種住居区域	2 車線以上	75 デシベル	70 デシベル
	準住居区域 用途地域の定めのない地域	近接区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	車線を有する道路 近接区域	75 デシベル	70 デシベル

- 注 1 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 2 「車線」とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 3 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。
- 4 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

(4) 道路交通振動の限度

ア 基準値

(振動規制法施行規則第 12 条)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 振動レベルは、測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。

イ 区域の区分の指定

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 97 号)

区域の区分	区域の範囲
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ウ 時間の区分の指定

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 97 号)

時間の区分	時間
昼間	午前 7 時から午後 7 時まで
夜間	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで

4 主な環境関係用語

(1) 共通

ppm (parts per million)

100 万分の 1 の単位。たとえば空気 1 立方メートル中に 1 立方センチメートルの亜硫酸ガスが含まれていると 1ppm という。

環境基準

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることの望ましい基準で、公害対策の実施にあたり、終局的に空気、水、土壌、静けさをどの程度に保つかという行政上の目標である。

環境基本法

環境と人間とのよりよい関係をつくっていくための基本となる法律として、平成 5 年に施行された。従来の公害対策基本法及び自然環境保全法では十分な対応が難しい問題が増えてきたため、これら 2 法を整理・統合し、環境そのものを総合的にとらえている。

規制基準

規制基準は、公害の発生を防止し、環境基準の達成を確保するため、事業者等の守る基準で、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭等の原因となる物質並びに騒音・振動について設定されている。

総量規制

濃度規制の場合は、汚染物質を多量の水（空気）で希釈して排出することによって、規制基準に適合させることも可能である。そこで、排出される水（ガス）量と汚染濃度の積、すなわち、排出される汚染物質の総量で規制する方法が総量規制である。

定量限界

一定体積の試料中で、ある定量方法によって定量可能な最小濃度のことをいう。

用途地域

都市計画法に基づき、都市計画区域に定められる地域で、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域がある。

(2) 大気・悪臭関係

CFC11、CFC12、CFC113

CFC は、「クロロ・フルオロ・カーボン」の略であり、数字は構成元素ごとの元素数を使ったフロンの種類・構造を示す命名方法による。この 3 種はいずれも、大気圏で安定でオゾン層を破壊するため、生産等の規制対象となっている。

Nm³/時（ノルマル立方メートル/時）

温度が 0 であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した 1 時間当たりのガス量を示す値である。

ppmC

炭素原子数を基準とした百万分率で、炭化水素濃度の単位として用いられる。

アスベスト

アスベストは、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、「せきめん」、「いしわた」ともいわれている。アスベストは、紡織性、耐熱性、電気絶縁性に優れているため、建築資材、自動車のブレーキライニング等を中心に広く使用されていた。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄と酸素の化合物の総称であるが、主として二酸化硫黄（SO₂、亜硫酸ガス）と三酸化硫黄（SO₃、無水硫酸）である。自然界では火山ガス中にかなりの濃度で存在し、人為的には硫黄を含んだ燃料（主に重油）を燃やすときに発生する。

人に対しては、呼吸器系器官の粘膜を刺激し、気管支炎などの原因となる。

一酸化炭素

石油、石炭、都市ガス等の炭素系燃料が酸素不足の状態で燃焼したときに必ず発生する。街路における一酸化炭素の90%以上は、自動車から排出されるものといわれている。

人に対しては、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬作用を阻害する

オキシダント

本来は酸化物を意味する。自動車や工場の排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が紫外線の影響を受けて光化学反応し、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）その他の酸化性物質が生成され、これを総称としてオキシダントと呼んでいる。

人に対しては、視程の減少、目に対する刺激（チカチカする。涙が出る。）呼吸困難等をおこす。さらに、植物を枯らしたりするといわれている。

化製場

獣畜、魚介類、鳥類の肉、皮、骨、内臓などを処理して、皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料などを製造する施設をいう。

降下ばいじん

大気中に放出された粒子状の物質（すす、灰、粉じん等）が、自重や雨によって地表面にまい戻ってくるものである。

酸性雨（acid rain）

pH（水素イオン濃度）5.6以下の雨をいう。工場、自動車などから排出される硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が、上空で酸化されて、硫酸塩、硝酸塩などとなり、これらが雨水に取り込まれるため発生する。

嗅覚測定法（三点比較式臭袋法）

人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を測定する方法である。無臭空気をつめた3つの袋のうち1つに臭気を注入して希釈し、それを被験者に選択させ、そのにおいがなくなる希釈倍率から臭気濃度を求める。

炭化水素（HC）

炭素と水素からなる化合物の総称である。発生源は、メタンガスのように自然現象によるものと、石油や有機溶剤などの生産、消費の過程で生じるものがある。

炭化水素は、窒素酸化物と共存してオキシダントの原因となるため、自動車からの排出が規

制されている。

窒素酸化物 (NO_x)

窒素と酸素の化合物の総称であるが、主として一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO₂) である。石油など物の燃焼によって必ず発生し、燃焼温度が高いほど多量に発生する。主な発生源は、自動車や工場のボイラーなどである。

人に対しては、肺深部に到達して悪影響を及ぼし、また、炭化水素と共存してオキシダントの原因となる。

デポジットゲージ

直径 30cm の大型捕集漏斗と 30l の貯水槽からできている降下ばいじん捕集器のことであり、捕集期間は 1 ヶ月。

非メタン炭化水素

炭化水素の中で光化学反応に関与しないメタン (CH₄) を除いたものである。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質であって、大気中に比較的長時間滞留する粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。

人に対しては、気道又は肺胞に沈着し、呼吸器系統に及ぼす影響が大きい。

フロン

炭素、フッ素、塩素原子からなる物質の総称であって、無色透明の気体か蒸発しやすい液体である。化学的・熱的に安定であり、腐食性・毒性も低く引火性がないため、冷蔵庫・クーラーの冷媒、半導体の洗浄剤として使用されてきた、しかし、オゾン層破壊の原因であるとして、生産・消費の規制と段階的消滅が図られている。

(3) 水質関係

BOD (生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand)

バクテリアが一定時間内 (通常 20 5 日間) に水中の有機物を酸化・分解・浄化するのに必要な酸素の量であり、水中の汚濁の程度を示すものである。

COD (化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand)

化学物質により水中の有機物を酸化・分解・浄化するのに必要な酸素の量であり、水中の汚濁の程度を示すものである。

DO (溶存酸素 Dissolved Oxygen)

水中に溶けている酸素の量のことである。水の自浄作用にも、水中生物にとっても不可欠である。

PCB (ポリ塩化ビフェニール Polychloro biphenyl)

ビフェニールの塩化物が数種類混合したものであり、熱に対して安定であり水に不溶である。熱媒体、絶縁油、コンデンサ油等が主な用途であったが、現在は使用されていない。

人に対しては、皮膚障害・肝臓障害等の中毒症状がある。

SS (浮遊物質 Suspended Solid)

粒径 2mm 以下の、水に溶けない懸濁性の物質をいう。単に水質汚濁の原因となるだけでなく

魚類のえらに付着してへい死させ、あるいは、光の透過を妨害し植物の光合成に障害を与える。

栄養塩類

窒素及び燐を含む塩（硝酸塩、アンモニウム塩、燐酸塩等）のことをいう。

水の出入りの少ない閉鎖性海域や湖沼等で栄養塩類が増えると、水質が悪化し、赤潮が発生したり、富栄養化が進行すると言われている。

界面活性剤

分子の中に親油基と親水基をもつ物質で、洗浄作用があり、石けんや合成洗剤の主成分も界面活性剤の一種である。

水に溶かしたときの状態により、陰イオン界面活性剤、陽イオン界面活性剤がある。

カドミウム（Cd）

亜鉛の生産に伴って副産される重金属であり、ほとんどが鉄鋼製品のメッキに用いられる。

人に対しては、腎尿細管の再吸収機能を阻害して、体内のカルシウム不足をもたらし、イタイタイ病の原因にもなった。

強熱減量

強熱操作(600±25、30分間)によって揮発、分解、酸化などによって失われる物質の量をいい、揮発性無機物質及び有機物質が主体である。

クロム（Cr）

耐熱性、耐酸性に富み、メッキやステンレスの原料として用いられる重金属である。

化合物には、青紫色を呈し毒性の弱い三価クロムと、黄色から赤色を呈し毒性の強い六価クロムがある。

健康項目

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準に定められているカドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB等の26項目である。これらの物質は、慢性あるいは、急性毒性が強く、人の健康を阻害する物質である。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいう。通常の人が入り出ることができる水域はすべて公共用水域であると解されている。

工場・事業場敷地内の排水路、地下水はこれに含まない。

シアン化合物

メッキ液として使用されることが多く、極めて毒性が強い。

人に対しては、影響が直接的で、数秒ないし数分程度で頭痛、めまい、意識障害等の中毒症状が現れる。

水質測定計画

公共用水域の水質を監視するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、広島県知事が策定するものである。

水銀（Hg）

常温で唯一液体の金属であって、無機水銀と有機水銀に分けられる。

人に対しては、無機水銀も有毒であるが、有機水銀のうち、水俣病の原因物質となったアルキル水銀は特に毒性が強く、脳と神経をおかす作用が大きい。

生活環境項目（一般項目）

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準に定められている項目を示し、河川の場合は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数となっており海域の場合は、pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）となっている。

生活雑排水

台所排水、風呂水、洗濯排水や手洗い水など日常生活に伴い排出される水の総称で、し尿は除かれる。

生物学的水質調査

水域に生息する生物の種類、密度、分布状況等を調査することにより、水質の状態を知ることである。

この調査では、複合された汚濁の相互作用を含めて全体的な汚濁の結果を知ることができ、また、変動する水質の平均的様相をつかむことができるといった利点があり、従来から水質調査のため行われてきた化学分析と併用することが望まれている。

生物学的水質階級

生物学的水質調査によって出現した生物の種類、個体数からPI（汚濁指数）、BI（生物指数）、DI（多様性指数）の各指数値を算出する。これらの数値や底生動物の出現状況に基づき水質階級を判定する。

		水 質 階 級	PI	BI
清 れ つ ↑ ↓ 大 変 汚 濁		OS（貧腐水性）	1.0～1.5	20以上
		-ms（中腐水性）	1.6～2.5	11～19
		-ms（中腐水性）	2.6～3.5	6～10
		ps（強腐水性）	3.6～4.0	0～5
		水 質 階 級	DI	
清 れ つ ↑ ↓ 大 変 汚 濁		{ 清 水 域 }	3 以上	
		{ 中 汚 染 水 域 }	1 ～ 3	
		{ 汚 染 水 域 }	1 以下	

大腸菌群数

乳糖を分解してガスを発生するすべての好気性及び通性嫌気性桿菌を総称している。

人畜の体内の大腸菌が、ふん便にまじって水中に流れこみ汚染するもので、衛生的指標となる。

特定事業場

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設を設置する工場または事業場のことをいう。

トリクロロエチレン等

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンのことをいう。産業機械、精密機械、自動車等の金属加工部品の脱脂洗浄、ドライクリーニング、化学工業、抽出溶剤等各種産業で広く使用されている。

人に対しては、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは毒性が強く、めまいや頭痛の他、肝臓や腎臓に障害を起こすこともある。

75%水質値

BOD 及び COD について、環境基準と比較して水質の程度を判断する場合に用いられる数値で、年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値のことである。

鉛（Pb）

化合物も含め水銀などと並んで最も毒性の強いものの一つである。

人に対しては、肺、消化器などを通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こす。

砒素（As）

銅鉱業の副産物で、砒酸、亜砒酸、砒化水素等の化合物もすべて猛毒である。

人に対しては、呼吸器、消化器、皮膚から吸収され、骨や内臓に沈積して排泄しにくく、慢性中毒を起こす。

富栄養化

栄養塩類が、内海や湖沼等に流入して蓄積した結果、プランクトンや藻類等が異常に繁殖することにより水質が累進的に悪化する現象をいう。

みなし指定地域特定施設

直接又は河川等を経由して間接に瀬戸内海へ排水が流入する地域に設置される、処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽をいう。

瀬戸内海環境保全特別措置法により特定施設とみなされ、水質汚濁防止法の規定が適用される。

要監視項目

人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて引き続き知見の集積に努めるべきと判断されたクロロホルム等25物質のことをいう。

(4) 騒音・振動関係

WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level）

国際民間航空機関において採択された航空機騒音の評価単位である。騒音レベルのほかに、周波数特性、継続時間、一定期間内の暴露回数、騒音暴露の時間帯を考慮したものである。

$$\overline{\text{WECPNL}} = \text{dB(A)} + 10\log N - 27$$

dB(A)：ピークレベルのパワー平均

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

(N_1 とは 0:00~7:00、 N_2 とは 7:00~19:00、 N_3 とは 19:00~22:00、 N_4 とは 22:00~24:00 の飛行した航空機数である。)

振動

「好ましくない振動」が公害として問題になる振動である。一般に、物体の振動により生じたエネルギーのうち、周波数が高く空気を伝播して人の聴覚器で感知できるものが音であり、周波数が低く地盤や構造物を伝播して人の対表面又は臓器等の体深部で感知されるものが振動である。

振動は音に比べて伝播の仕方が複雑であり、距離減衰がとらえにくく、場合によると増幅することがある。

なお、震度階級と振動レベルとの関係を示すと次表のとおりである。

震度階級	振動レベル	影 響 の 程 度	
0	～ 55	無 感	人体に感じない程度
	55 ～ 65	微 震	静止する人だけに感じる
	65 ～ 75	軽 震	一般の人が感じ、戸障子がわずかに動く
	75 ～ 85	弱 震	家屋が揺れ、電灯や器内の水面が動く
	85 ～ 95	中 震	家屋の揺れが激しく、安定の悪い物品が倒れる
	95 ～ 105	強 震	家壁にき裂が生じ、墓石等が倒れる
	105 ～ 110	烈 震	家屋が 30%以下倒壊
	110～	激 震	家屋が 30%以上倒壊

騒音レベル（デシベル）

騒音計の聴感補正回路「A」(人の感覚の周波数特性を模したもの)で測定された音圧レベルを騒音レベルといい、単位にはデシベルを用いる。

騒音の尺度

130 デシベル：最大可聴限界	60 デシベル：普通の会話
120 デシベル：飛行機のエンジンの近く	50 デシベル：静かな事務所
110 デシベル：自動車の警笛（2m）	40 デシベル：深夜の市内
100 デシベル：電車の通る時のガード下	30 デシベル：深夜の郊外
90 デシベル：騒々しい工場	20 デシベル：ささやき声
80 デシベル：バスの中	0 デシベル：最小可聴限度
70 デシベル：騒々しい事務所	

中央値（ L_{A50} ）

不規則かつ大幅に変動する騒音の大きさの評価に用いられ、この中央値の意味は、この値より大きい時間と小さい時間が等しいことを示している。

低周波音

人の耳には聞き取りにくい低い周波数の音が、ガラス窓や戸、障子等を振動させたり、人体に影響を及ぼしたりするもの。

低周波音の明確な定義はないが、人の可聴域（20～20,000Hz）より低い周波数の音（1～20Hz程度、超低周波音）と可聴域であるが聞き取りにくい周波数の音（20～100Hz程度）のことを指す。

等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して、時間平均したもの。国際的にも騒音の評価値として広く使われ、騒音の発生頻度や継続頻度を含めた評価が可能である。

特定建設作業
騒音規制法及び振動規制法の規定に基づく騒音あるいは振動を発生させる恐れのある建設関係作業をいう。

パワー平均（デシベルの平均）

個々の音の強さ（パワー）の平均値のことであり、次の式で算出する。

$$\bar{L} = 10 \log \left(\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n 10^{\frac{L_i}{10}} \right)$$

\bar{L} : パワー平均

n : 測定回数又は測定個数

L_n : それぞれのパワー (音の強さ、デシベル)

要請限度

自動車騒音・道路交通振動の測定結果を基に、法律により公安委員会等に措置を要請等することが出来る数値。

知事(市長)は指定地域内で測定を行った結果、自動車騒音又は道路交通振動が総理府令で定めた要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める時は、県公安委員会に対し道路交通法による措置をとるべき事を要請し、騒音については道路管理者、関係行政機関の長に対し防止に資する事項に関し意見を述べ、振動については道路管理者に防止のための措置をとるべきことを要請できるとされている。

(5) 有害化学物質関係

pg (ピコグラム)

1兆分の1グラムを示す。

TEQ

毒性の最も強い2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した濃度を示す。

ダイオキシン類

廃棄物焼却炉等の焼却過程などで非意図的に生成する有害な有機塩素系化合物で、その発生源は多岐にわたっている。

ダイオキシン類はポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン及びコブラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、無色の固体で水に溶けにくく蒸発しにくい、脂肪などには溶けやすいという性質を持っている。

人に対しては発ガン性、甲状腺や免疫の機能低下、生殖障害などの影響があるといわれている。

耐容1日摂取量

ダイオキシン類を、人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量で、2,3,7,8 - TCDDに換算した量として表したものを言う。

環境ホルモン

内分泌攪乱化学物質 (Endocrine Disruptors, EDs) とも言われ、生物の内分泌機能に影響を及ぼす化学物質のことを指す。アメリカで出版された "Our Stolen Future" (日本での翻訳書名は「奪われし未来」)により広く知られるようになった。現在「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」の中で65物質を選定し、優先的にリスク評価に取り組んでいる。

《お知らせ》

平成 13 年度版「広島市の環境」は、次のインターネットホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.hiroshima.jp/kankyoku/hp>

登録番号	広 H7 - 2001 - 306
名 称	平成 13 年度版 広島市の環境
主管課及び所在地	広島市環境局環境企画課 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 (〒730 - 8586) (082)504 - 2185
発行年月	平成 14 年 2 月
印刷会社名	小川印刷株式会社



本文は、古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用しています。